

## 携帯電話番号とメールアドレスを 業務指示で確認？



1月6日、新大阪駅で「緊急時連絡体制の整備及び身だしなみの整正に関する面談の実施について」と題した掲示が掲出されました。

以下、掲示の内容(要約)を記載します。

輸送に大きな影響を及ぼす鉄道運転事故及び大規模地震等の災害が発生した場合ははじめとした緊急時連絡体制について、緊急時において社員に迅速確実に連絡が取れる体制を整備します。

【面談内容】緊急時連絡体制の整備については、緊急時連絡先として、実用的な携帯電話の番号およびメールアドレスを確認する。尚、緊急時とは災害などの他、職場が緊急の連絡を要する場合をいう。

【面談に持参するもの】携帯電話(携帯電話を持たない者は不要)

【その他】面談は勤務として取り扱う。

この掲示を見た社員は、業務指示で会社に携帯電話番号とメールアドレスが確認されると思い、もし携帯を持参しなかったり、番号などを教えなければ「業務指示違反！」と通告されて時系列等報告書の作成…と思った社員は一人だけではありません。いまの会社の社員管理からすれば、考えすぎとして済まされない現実があります。

### 個人情報である携帯番号などを教える必要はない！

社員は、自宅の電話番号を連絡先として会社に知らせています。業務指示関係なしに、個人情報である携帯電話番号などを会社に教える必要はありません。緊急時になれば、当然にも社員から会社に連絡を取ります。

また掲示には、「緊急時とは災害等の他、職場が緊急の連絡を要する場合」とあります。会社が緊急の連絡だと判断すれば、いつでも電話やメールをして来ることが発生します。

会社は、緊急時に連絡が取れる体制を整備することよりも、個人情報を管理し会社の都合のいいように活用することに軸点を置いていると考えられます。

私たちJR東海労は、個人情報(プライベート)にまで踏み込んで社員管理し、会社の都合のいいように携帯電話番号などを活用することに反対します。